

令和3年度 第8回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年11月5日（金） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 日程第6 議案第4号 農地台帳登載願について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第6号 非農地判断について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

出席委員（17名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（20名）

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 5 石川俊治 |
| 6 佐藤保之 | 8 鎌倉静夫 | 9 尾崎之隆 | 10 喜井仁志 |

11 村上 紘一 13 紀井 正明 14 受川 清男 15 河村 一碩
17 鈴木 一郎 18 眞鍋 聖二 19 川上 雅司 20 渡辺 昇
21 越智 寧 22 村上 佳清 23 近藤 良啓 25 鈴木 敏也

欠席委員（2名）

14 高橋 藤信 19 石川 武将

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

4 森川 雅之 7 宇高 勉 12 三宅 恒久 16 合田 篤夫
24 高橋 祥志

出席した職員

事務局長 篠原 敬三 係長 船場 敦司
係長 武村 美保 係長 三村 真都華 主査 金子 愛弓

第8回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年11月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

14番 高橋 藤信 委員

19番 石川 武将 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

4番 森川 雅之 委員

7番 宇高 勉 委員

12番 三宅 恒久 委員

16番 合田 篤夫 委員

24番 高橋 祥志 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

5番 押条 和司朗 委員

6番 中泉 敏則 委員

を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告いたします。

番号1の案件については、令和3年9月21日解約。

番号2の案件については、令和3年9月22日解約。

番号3の案件については、令和3年3月25日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請につい
て」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を
満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な
申請地を取得するもので、許可後は山の芋の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な

申請地を取得するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3から5の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。番号3、4、5については、受人が近隣で耕作便利のため申請するもので、番号3、4については申請地を借り受けての5年間の使用貸借権の設定で、番号5については、売買による所有権移転です。3件とも、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、申請地は受人が代表を務める会社の事務所に隣接しており、日々の業務の合間で農業に従事する予定とし、耕作便利な申請地を取得するもので、売買による所有権移転です。許可後は季節野菜の栽培を予定しています。

番号7と8の案件については、関連案件になりますので、まとめて説明します。番号7と8の受人は親子関係にあり、両申請地は隣接しており、耕作便利であること、また、息子が後継者となり、規模拡大することなどを考慮しての売買による所有権移転です。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号9の案件については、申請地は山間部に位置しており、渡人は体調不良により耕作できない状態となったため、以前より申請地の管理を手伝っていた受人が規模拡大のため申請するもので、贈与による所有権移転です。許可後は栗の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1番、について質疑ありませんか。
- 委 員 特に異議ありません。
- 議 長 続きますして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番から5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番と8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は33件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在、申請地周辺での貸駐車場の要望が多

いことから、住環境の整った申請地を譲り受けての露天貸駐車場建設で、申請地は、縦長の狭隘な農地で、営農不適であるため、転用することは、やむを得ないと思われま。

番号2の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、将来的な両親の介護を考慮し、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま。

番号3の案件について、受人は現在、妻子とともに実家にて居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま。

番号4の案件について、受人は法人が所有する車両の駐車場確保のため、申請地を譲り受けての、駐車場建設で、申請地は、第3種農地であり、また河川沿いで細長く、高低差があるなど、営農不適な農地であるため、転用することは、やむを得ないと思われま。

番号5と6の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明しま。受人は建設業を営む法人であり、現在、高速道路の高架橋の耐震補強工事を行っていますが、現工事現場は、工事用地が狭く、資材置場を確保する必要があり、工事に伴う車両置場も不足しています。両案件とも工事期間中の一時的な転用の申請で、番号5については、申請地を借り受けての工事車両の進入路の建設であり、番号6については、資材置場及び駐車場建設で、工事完了後は速やかに農地に復元することも申請書に記載されていることから、一時転用することは、やむを得ないと思われま。

番号7と8の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明しま。

受人は製紙業を営む法人であり、現在、原料である古紙を近畿または関東圏から購入していますが、今後、自然災害等が発生した際のリスク分散を考え、事業継続するためには、約1ヵ月分程度の原料である古紙をストックしておく必要があると判断し、申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号9の案件について、受人は現在、居住している建物の老朽化が著しいため、結婚を機に、勤務地から近く、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。なお、申請地に入るための一体利用地については、土地所有者の同意を得ていることを確認しています。

番号10の案件について、受人は特殊紙・不織布の製造業を営む法人ですが、今までの技術を基に、更なる研究開発により事業を拡張するとともに、従業員駐車場を確保するため、今回申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。なお、既に造成されているため、始末書が提出されています。番号11の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号12の案件について、受人は現在、夫婦で賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

番号13の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建設の要望が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われれます。

番号14から18の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、四国中央市ですが、現在の公民館は築降50年が経過し、建物の老朽化が進み、耐震補強の必要もあるため、早急な改築が必要となっています。今回、2つの公民館を合同館として整備することとなったため、地域住民の利便性、災害時の防災拠点機能を考慮し、用地選定を行った結果、本申請地を譲り受けての交流センター建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われれます。

番号19の案件について、受人は現在、市内に両親と居住していますが、近々結婚する予定で、申請地に隣接する中古家屋を譲り受け居住することになりましたが、現敷地面積では狭隘であるため、申請地を譲り受けての宅地拡張で、駐車場、物干場、生活動線通路等に充てるものです。申請地は、第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われれます。

番号20から28の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は貨物運送保管業を営む法人ですが、近年、物流企業が果たすべき役割や期待がますます高まっており、顧客の要望に応えられるようなサービスを提供すべく事業拡大を目指し、申請地を譲り受けての倉庫及び従業員用駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われれます。

番号29の案件について、受人は市内で土木建築業を営む法人ですが、事

業規模拡大に伴い、資材置場が不足、また、本市西部地域における受注も増えていることから、運搬コストの増加が新たな課題となっており、交通の便が良く、運搬拠点に適した当該申請地を譲り受けての資材置場建設です。申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号30と31の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は現在、賃貸共同住宅に居住しており、将来的な親の介護も見据え、実家に近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号32の案件については、受人は燃料小売業等を営む法人ですが、代表取締役を同じくする関連会社が経営するビジネスホテルの社員用駐車場が不足しており、申請地を譲り受けての社員駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号33の案件については、受人は現在、妻子とともに実家で両親と同居していますが、予てより自己住宅の建築を検討しており、今回、渡人である母から申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議長 2番
委員 特に異議ありません。
議長 3番
委員 特に異議ありません。
議長 4番
委員 特に異議ありません。
議長 5番と6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番と8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番
委員 特に異議ありません。
議長 10番
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 11番、12番特に異議ありません。
議長 13番
委員 特に異議ありません。
議長 14番から18番
委員 特に異議ありません。
議長 19番
委員 特に異議ありません。
議長 20番から28番
委員 特に異議ありません。
議長 29番

委員 特に異議ありません。

議長 30番と31番

委員 特に異議ありません。

議長 32番

委員 特に異議ありません。

議長 33番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、今回、私の関連案件がありますので、議長を職務代理鈴木博美委員と交代いたします。

(議長交代)

職務代理 議長代理をさせていただきます、鈴木博美です。よろしくお願いします。

まず、最初に番号20番から28番について採決いたします。

高橋 博委員、関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、高橋 博委員の退席を求めます。

(高橋 博委員 退席)

職務代理 議案第2号、番号20番から28番、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員であります。

よって、番号20番から28番は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

職務代理 高橋 博委員の入室を許可いたします。

(高橋 博委員 入室)

職務代理 高橋 博委員に報告します。高橋 博委員関連案件の番号20番から28番「農地法第5条第1項の規定による許可申請」については「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達することを報告いたします。

ここで、議長を交代いたします。

(議長交代)

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第2号中、番号20番から28番以外の案件について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。船場 係長

船 場 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5年間の賃貸借です。

番号2と3については、関連案件のため、まとめて説明します。

番号2については、申請地を農地中間管理機構へ10年間貸し付けを行い、番号3については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番と3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 他に質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」
について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めま
す。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第4号、「農地台帳登載願について」説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、10月15日に現地
調査を行いました。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 11月1日、現地確認をいたしました。イチジク、柑橘が作付けされており、しっかりとした管理がなされていると確認できました。

今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査。

金 子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件を満たすこととなります。適格性を有するかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1と2の案件については、被相続人が同一のため、まとめて説明し

ます。令和3年10月20日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、10月20日現地確認を申請者と行いました。サツマイモ、ブロッコリー、キャベツの作付を行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」、原案のとおり「適格者として証明」することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「適格者として証明」することに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、「非農地判断について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長。

三村 それでは、議案第6号、「非農地判断について」説明いたします。

番号1と2の案件については、申請者より、「非農地通知申出書」が提出され、地元農業委員が現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 現地確認をおこないました。対象農地は、山林化しており、急傾斜で狭く
農地に復元することが著しく困難であるため「非農地」と判断することに
問題はありません。

議 長 番号2番、質疑はありませんか。

委 員 11月1日、現地確認をおこないました。
対象農地は、20㎡という狭隘な農地で、現に耕作に供しておらず、
その土地を農地として復元しても継続して利用することはできないと
見込まれるため、「非農地」と判断することに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声。）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「非農地判断について」、原案のとおり許可することに、賛成
の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり許可すること
に決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」、
を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止につい
て」説明いたします。

番号1の案件については、9月6日総会において、農地転用と法定外公共

物の用途廃止について審議された案件の関連です。申請人より、転用許可がされた土地の周りの「道・水路」に該当する部分に、既に擁壁を作成しており、公共の用にも供されていないため、現在の「道・水路」の用途を廃止し、払い下げ後、隣接地とともに駐車場として一体利用する予定です。また、地元水利組合の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われま

す。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声。）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:15)

署名人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 啓

委員 柳条 和司朗

委員 中泉 敏則